

2024年5月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

定額減税のしかた

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)  
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「シンデレラ城」

### 目次

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 2 未来の技術と私たちの生活     | 6 医療法人       |
| 3 無競争を生む「感動」のメカニズム | 7 障害者に合理的配慮を |
| 4 実務担当者必読！定額減税のしかた | 8 ご案内        |

No.605

# 未来の技術と私たちの生活

センター代表 杉浦 康晴

5月となりました。新年度が始まって1ヶ月が過ぎ、新しい生活を始められた方も少し落ち着いてきたところでしょうか。

近年、技術の進化は目覚ましいものがあります。AI（人工知能）、ロボティクス、バイオテクノロジーなど、さまざまな分野で革新が起こっています。これらの技術は私たちの生活を変え、どんどん未来を形作っていくことでしょう。

まず、AIの進歩についてですが、AIはますます人間の知能に近づき、日常生活の様々な側面で役立つようになってきています。例えば、スマートホームシステムはAIを活用して家電や照明を自動制御し、快適な生活空間を提供しています。また、医療分野でも大きな進歩を遂げており、疾病の早期発見や治療法の改善に役立っています。

次にロボティクスの進化について、ロボット技術は産業界だけでなく、個人の生活にも影響を与えています。自動運転車は交通事故のリスクを減らし、移動手段としての新たな選択肢を提供しています。また、介護ロボットは高齢者や障がい者の世話をする際に役立ち、生活の質の向上に役立っています。

さらに、バイオテクノロジーの進歩も目覚ましいものがあり、遺伝子編集技術やゲノム編集技術の発展により、遺伝性疾患の治療や農作物の改良が可能になりました。また、再生医療の分野では、損傷した組織や臓器を再生する方法が開発されつつあり、医療の未来

に希望をもたらしています。

しかし一方で、これらの技術の進化には懸念も伴います。個人のプライバシーの侵害や安全性の問題、さらには技術による社会的格差の拡大などが議論されています。そのため、技術の進歩と共に倫理的な枠組みや規制の整備が重要となります。

未来の技術は私たちの生活を変えるだけでなく、社会全体を変革する力を持っていますが、その恩恵を最大限に享受するためには、懸念事項に対処し、技術の利用を適切に管理する必要があります。

具体的な取り組みとして、ガイドラインや法律、規制の整備はもちろんのこと、これにより個人の権利プライバシーが守られることが必要です。リスク管理や安全性の向上、技術の利用に関するリテラシーを向上させるための教育や啓発も必要です。

これらの取り組みが実施されることで未来の技術が社会により多くの利益をもたらし、より持続可能な未来を築くための基盤が整えられることでしょう。



## 無競争を生む「感動」のメカニズム

葵経営コンサルタント 中島 和人

昨年、本誌11月号で紹介した「おおこうち内科クリニック」（以下本院）について雑誌CLINIC BAMBOO 3月号にて特集が組まれており、記事では、本院が来院患者数200人／日を超え、来院患者の満足度が90%以上と高い支持を得ている理由として、患者が「自分のことをきちんと見てくれている」「自分のことを大切にしてくれている」と感じられるサービスをスタッフが提供し、それが満足を超えた「感動」を与えているから、と書かれていました。

なるほどと感じるとともに、なぜ「感動」が増患に繋がるのか、との疑問も生じます。「患者への便益として機能的価値に加えて感情的価値を提供するから」はその疑問への一般的な回答なのではないでしょうか。しかししっくりきません。少し掘り下げて考えます。

まず「感動」の意味ですが、識者は“自己のパラダイムが再編・転換するような事象を知覚した時の心の状態”と定義します※<sup>1</sup>。また「感動」提供の効果として、①ヤル気・肯定的思考・自立性・自己効力等、動機づけを生み出す。②思考転換・視野拡大・興味拡大を果たす認知的枠組みを更新する。③寛容・信頼・利他意識の醸成を促す他者志向・対人受容を感じさせる。と述べています※<sup>2</sup>。

①と③が上記一般的な回答への説明となるのでしょうか。ただ筆者は②に注目します。患者が、自身が持つ診療所の概念を更新されることで「感動」しているという観点です。

パーセプションという概念がマーケティング

用語にあります。それは消費者から見た「商品の見え方や捉え方」という意味で、「ただ商品を知っている」という意味の「認知」とは異なった文脈で使われます。例えば標榜科目が同じ内科であっても、患者のパーセプションが異なれば、それぞれの診療所は異なるカテゴリーに属すと考えます。

またマーケティングでは患者が診療所を選択するメカニズムを以下のように考えます。患者はニーズが発生するといくつかの診療所を想起し、その中から時々状況によってランダムにある1件を選択するのであり、頻繁に通う診療所は選択の確率が高いのだ、と。よって増患には、やみくもに施策を選ぶのではなく、患者が想起する際に自院の選択率が高まる施策を選ぶことが重要と考えます。

しかし、自院に対して患者が抱くパーセプションが、一般的な診療所と異なるならば（カテゴリーが異なるなら）、想起される診療所は自院一択となり比較対象されることなく自院が選択される確率は100%となります。つまり、「感動」の提供が、患者が抱く従来の診療所像を更新（認知的枠組みを更新）し、競争を回避する（選択率を高める）ことに繋がっているとの考えです。これが、本院が「感動」を患者に提供していることの最大の効果と考えます。

屁理屈でしょうか。しかし診療所経営において経営者のモチベーションを高め、施策立案の発想を広げるアイデアではと考えます。

参考 ※<sup>1</sup> 西尾未希 他 「感動のSTAR分析の有効性検証」  
※<sup>2</sup> <https://www.kandosoken.com/report/2009/06/2-1.html>

# 実務担当者必読！ 定額減税のしかた

葵総合税理士法人 梅田 裕二

令和6年度税制改正の関連法案が成立し、官報により公布され、令和6年6月から定額減税額を控除する給与等の源泉徴収事務がスタートします。前号にて、制度の概要はお伝えしました。本号では、給与計算担当者が何をする必要があるのであるのかという点に絞って解説します。

## 【所得税】

- ・給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除することで減税されます。

《給与計算担当者が行う2つの事務》

- ①令和6年6月1日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務（月次減税事務）
- ②年末調整の際に精算を行う事務（年調減税事務）

## 【個人住民税】

- ・令和6年6月の住民税は特別徴収しません。
- ・令和6年7月～令和7年5月まで、減税額を差し引いた額で特別徴収します。  
よって、給与計算担当者が特別に処理を行うことはありません。

## 対応スケジュール

R6	5月	○ 定額減税の控除対象社員及び家族の確認
		○ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」*1 配布・回収
		※扶養控除等申告書・配偶者控除等申告書に変更・追加がなければ提出不要
	6月	○ 6月1日時点の社員情報の確認・訂正
		○ 給与・賞与計算
		○ 所得税の月次減税額の控除(各人別控除事績簿*2 等使用)
	7月	住民税の減税後の額の特別徴収
	?	
	11月	○ 「年末調整に係る定額減税のための申告書」*1 配布・回収
		※扶養控除等申告書・配偶者控除等申告書に変更・追加がなければ提出不要
	12月	○ 年末調整:控除未済額の調整
R7	?	
	5月	

\*1 同一の書類

\*2 「定額減税 特設サイト」にて公表

### 【控除対象者の確認】

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（以下「基準日在職者」といいます。）を選び出します。

この基準日在職者が、原則として月次減税額の控除の対象となる人となりますが、その後、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合には、この人は控除対象者から外れることとなります。

なお、次に掲げる人は、基準日在職者には該当しませんので注意してください。

#### <基準日在職者に該当しない人>

- ・令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人（扶養控除等申告書を提出していない人）
- ・令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人
- ・令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ・令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

### 【留意点】

所得制限を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、この控除対象者の確認の時点においては、合計所得金額（見積額）を勘案しません。そのため、年収が2,000万円を超える等、所得制限を超えることが見込まれても、基準日在職者であれば月次減税事務を行うこととなります。

上記の理由により、月次減税事務が行われた場合であっても、所得制限を超える場合には、年末調整の対象であれば年末調整時に、年末調整の対象外であれば確定申告時に、それまで控除した額の精算を行います。

なお、基準日在職者は一律に定額減税を適用することから、自分で定額減税の適用を受けるか否かの選択は出来ません。たとえ控除対象者から定額減税を適用しない旨の申出があったとしても適用することになりますので、ご注意ください。

\* ご不明な点は、税理士法人担当者までお問合せください。

参考：国税庁「定額減税 特設サイト」

：国税庁「令和6年分所得税の定額減税のしかた」



# 医療法人

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

## 1. 医療法人とは

本来業務として、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを目的とする社団又は財団で、医療法の規定により、都道府県知事の認可を受けて設立される法人です。

愛知県で医療法人を設立する場合には、「医療法人設立事務に関する説明会」を必ず受講していなければなりません（愛知県主催、例年5月と11月に開催）。

## 2. 医療法人の附帯業務

医療法人の附帯業務は、本来業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、行うことができます。但し、本来業務を行わず、附帯業務のみを行う医療法人を設立することはできません。

## 3. 医療法人の理事長は、原則として、医師又は歯科医師とされています。

## 4. 医療法は、営利目的の病院等の開設を否定しています。また、医療法人においては、剰余金の配当禁止を定めており、利益の配当は認められていません。

## 5. 注意を要することとして、

(1) 従業員の福利厚生を目的とするもの（看護師宿舎等）を除き、医療法人が所有する不動産を第三者に賃貸等することは認められていません。

(2) 従業員の福利厚生を目的とするもの（看護学生修学資金等）を除き、医療法人が第三者に資金を貸し付けることは適当でないとされています。特に、理事長等への貸付は、形を変えた利益配当に該当する場合もあり、剰余金の配当禁止を定めた医療法の趣旨に反することになります。

(3) 医療法人の事業と関係のない理事長の私的債務に対して、医療法人が保証又は物上保証（担保提供）を行うことは、家計と経営の区別を目的とする医療法人制度の趣旨に反することになります。

## 6. 医療法人の指導監督は、次の通りです。

(1) 決算の届出（決算終了後2ヶ月以内に事業報告書等を作成し、3ヶ月以内に都道府県知事へ届け出なければなりません） (2) 登記事項変更登記完了の届出（登記事項に係る変更登記が完了した場合に届け出なければなりません。資産の総額は、決算ごとに変動するため、決算期ごとに変更登記を行う必要があります） (3) 報告及び検査 (4) 法令違反に対する措置 (5) 設立認可の取消等が定められています。

（参考：愛知県「医療法人設立事務に関する説明会」資料）

# 障害者に合理的配慮を

弁護士 長谷川 留美子

障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることを禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、4月1日から、これまで努力義務であった、事業者の障害者に対する合理的配慮の提供が法的義務になりました。事業者の皆様には、合理的配慮とはどういうことなのか気になるところと思います。

例えば、当事務所に、耳の不自由なお客様が、自分は耳が聞こえないが、法律相談をしたいとしていらっしゃったとします。健常者の場合は、お互い口頭による会話によって法律相談を行うことができますが、耳の不自由な方の場合はそうはいきません。その場合、口頭による会話ができないという理由で相談を断ることは、法律違反となります。「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」からです。

そして、法律によれば、「事業者は、その事業を行うに当たり」①障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、②その実施に伴う負担が過重でないときは、③障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない、とされています。

そこで、前記の相談者に対しては、合理的配慮として、その方の希望によって、筆談できるよう筆記用具を用意したり、手話通訳の同行を認めたり、電話リレーサービスの利用を認めたりしなければなりません。ただし、合理的配慮は、「その実施に伴う負担が過重でないとき」という限定がありますので、私が費用を負担して手話通訳人を用意する必要まではありません。

また、合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、③事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと、に留意する必要があります。当事務所では、相談は事前予約を基本としていますので、事前予約なしに突然相談にいらっしゃった障害者の方の相談を断ったとしても、障害者でない方でも同じ対応になるとすれば、義務違反にはならないはずです。

一言に障害者といっても、障害の内容や程度は様々ですので、必要とされる合理的配慮も様々です。まずは、障害者の方がどういう障壁の除去を求めているのかよく話を聞き、どういう対応が必要なのか、可能なのか考え、双方が意見交換を行うことが必要と思います。

## 5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税  
の中間申告及び納付  
◇令和5年分所得税延納分の納付  
◇令和6年3月決算法人の確定  
申告、9月決算法人の中間申告、  
6月・9月・12月決算法人の  
消費税中間申告（400万円超）  
◇令和6年3月決算法人の事業所  
税申告及び納付  
◇市町村長から個人住民税の特別  
徴収税額の通知  
◇自動車税の納付  
◇鉦区税の納付



## 6月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 17日◇税務署長から令和6年分  
所得税の予定納税額の通知
- 7月1日◇令和6年4月決算法人の確定  
申告、10月決算法人の中間申告、  
7月・10月・1月決算法人の  
消費税中間申告（400万円超）  
◇令和6年4月決算法人の事業所  
税申告及び納付  
◇令和5年分国外財産調書及び  
財産債務調書の提出  
◇個人住民税第1期分の納付  
◇健康保険・厚生年金保険  
被保険者賞与等支払届提出  
(期限=支払後5日以内)



## ご案内

### ●康友会からのお知らせ

#### 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和6年 5月 23日(木)  
令和6年 6月 14日(金)  
令和6年 7月 17日(水)  
弁護士 長谷川 留美子

### ●センターからのお知らせ

#### 【無料よろず相談日(予約制)】

令和6年 5月 23日(木)

### ◎休日のお知らせ

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

※6月21日は講演会開催のため、16時以降不在。

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



### 葵総合経営センター・康友会ニュース

#### 『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸  
山田真義 近藤美千栄 河村敦子

昨年GW（ゴールデンウィーク）は、5月8日より前で新型コロナウイルスが5類に引き下がっていなかったため、不要な外出は控えていた方もいらっしゃると思います。今年のGWは、休日と祝日が重なっているため、昨年よりは連休が少ないですが、旅行等外出を楽しむのもいいと思います。私も5月申告で5月は忙しくなると考えられるので、英気を養うため旅行等してGWを充実したものにしたいと思います。

秋山達也